

経済学研究科附属経済研究所 サブ・クラスター研究計画書

平成 27 年 3 月 9 日

経済学研究科附属経済研究所長 様

〔申請者〕

所属（専攻）経済学研究科(経済学専攻)

補職名 教授

氏 名 森 徹

平成 27 年度より研究所サブ・クラスター研究を申請したく、研究計画書を提出します。

1. 研究課題名	名古屋市における大都市制度のあり方に関する研究
2. 研究期間（5カ年度以内）	平成 27 年 4 月 ～ 平成 30 年 3 月
3. 共同研究組織 研究代表者（申請者） 共同研究者（所員）、 客員研究員	<p>（氏名・所属クラスター・補職名）</p> <p>森 徹・経済学系クラスター・教授 諏訪一夫・経済学系クラスター・特任教授 中山徳良・経済学系クラスター・教授 森田雄一・経済学系クラスター・准教授 赤木博文・名城大学都市情報学部・教授</p> <p>※この他、名古屋市総務局企画部大都市・広域行政推進室及び名古屋市財政局財政課、税制課等の職員数名を客員研究員として招請する予定である。</p>
4. 現在までの準備状況 （研究実績など上記の研究課題と関連したもの）	<p>研究代表者の森は、これまで、2006 年度～2008 年の附属経済研究所プロジェクト研究「地方分権時代における大都市税財政のあり方に関する研究—名古屋市税財政の現状・推移・将来—」において研究代表者を務め、2008 年～2009 年に名古屋市・大阪市・横浜市が設置した「大都市制度構想研究会（ビッグ 3 研究会）」や大都市制度に関する名古屋・大阪・横浜の 3 市立大学連携研究会に委員として参画し、新たな大都市制度やそれを支える行財政システムのあり方について検討してきた。また最近では、共同研究者の諏訪とともに、大阪府で試みられようとしている大都市分割の意義や可能性、大都市住民の将来の財政負担に大きく係わる臨時財政対策債の検討も行っている。</p> <p>共同研究者の諏訪は、名古屋市総務局長を務める等、大都市における行政実践の豊かな経験を持つとともに、自らが主導して構築した名古屋市の行政評価システムに関す</p>

る評価を主な内容とする博士學位論文を上梓し、最近は、上記のように、研究代表者とともに、大都市分割の財政的可能性に関する検討や臨時財政対策債が大都市自治体の財政運営に与える影響に関する分析を行っている。

共同研究者の中山は、上下水道、公営交通、公立行院等、主として大都市圏の地方自治体が行っている公営企業活動に関する経済的分析の専門家である。

共同研究者の森田は、研究代表者とともに2006年度～2008年の附属経済研究所プロジェクトに参画した経験を持ち、財政的観点から大都市における制度設計の実現可能性を検討する立場にある。

客員研究員の赤木は、社会資本、とくに大都市圏において重要度の高い生活基盤型社会資本の整備に関する経済分析の専門家であり、都市のインフラ整備やその更新の観点から大都市制度のあり方を検討するために欠かせない研究者である。

本研究の課題に関連する以上の研究グループ構成員の研究業績（の一部）は、以下の通りである。

森徹「地方分権時代の大都市名古屋の税制を考える」、名古屋市立大学大学院経済学研究科附属経済研究所『国際地域経済研究』第9号、2008年4月

森徹・諏訪一夫、「大都市分割の財政的可能性-名古屋市における行政区別財政収支の推計を通じた検討-」、地方財務経理協会『地方財政』、平成24（2012）年7月号

諏訪一夫「行政評価」における「評価基準」に関する一考察-名古屋市における「行政評価」システム構築の経験を踏まえて」、ぎょうせい『月刊 地方財務』第674・675号、平成22（2010）年8・9月号

諏訪一夫・森徹、「臨時財政対策債と大都市自治体の財政運営-名古屋市における発行を事例として-」、ぎょうせい『月刊地方財務』700号、平成22（2012）年10月号

中山徳良「医療サービス生産とその計量分析」橋本英樹・泉田信行編『医療経済学講義』東京大学出版会、pp.101-121、2011年9月

森田雄一「人口構造の変化が市町村民税に与える影響について-名古屋市のケース-」、名古屋大学大学院経済学研究科附属経済研究所『国際地域経済研究』第8号、2007年3月

赤木博文『生活基盤型社会資本の経済分析』、多賀出版、2012年2月

5. 研究目的

近年、大都市（政令指定都市）、とりわけ人口 200 万人を超える大阪、横浜、名古屋の 3 大都市では、大都市市域あるいは大都市圏における広域行政権限の一元化や都市的財政需要の増大に応えるための財源強化等の必要性から、政令指定都市制度に代わる新たな大都市制度の構築を求める動きが強まっている。大阪圏では、「大阪都構想」（都区制度）の実現によって、広域行政推進の権限と財源を大阪府に一元化する一方、大阪市については、5 つの特別区に分割する方向が追求されている。横浜市では、現在は県が実施している事務も含め、市域内で発生するすべての行政事務を市が実施し、現在は県税となっている税目も含めて、市域内のすべての地方税を市が収納することを柱とした「特別自治市」の実現を図ろうとしている。こうした中で名古屋市は、平成 26 年 3 月に「名古屋市がめざす大都市制度の基本的考え方」を公表し、名古屋市域については横浜市と同じく「特別自治市」への改編をめざすが、尾張地方や岐阜県・三重県の一部も含む（名古屋）大都市圏の市町村や愛知県との協調・連携の下での広域行政の一体的推進を重視した大都市構想を打ち出している。

本研究では、こうした名古屋市の大都市制度構想をベースとして、行財政基盤の強化の実現可能性を考慮し、また他の大都市地域で追求されている大都市制度構想との比較も行いながら、名古屋市あるいは名古屋大都市圏に相応した実現可能性のある大都市制度のあり方を構想する。

6. 研究計画・研究方法

本研究の第 1 年度においては、名古屋市の大都市制度構想の取りまとめ担当部局である大都市・広域行政推進室から構想の詳細についてヒアリングを行うとともに、この構想をまとめるに当たって学術的見地から有用な示唆を与えた「名古屋市大都市制度有識者懇談会」の委員を講師に招いてセミナーを行う。また、他地域における大都市制度構想の内容や基礎となる考え方を知るために、横浜市等の大都市制度推進部局でのヒアリングも行う予定である。こうしたヒアリングやセミナーでの説明や議論等を基礎として、第 1 年度目の末までには、名古屋市あるいは名古屋大都市圏にふさわしい大都市制度のあり方について大まかな方向性を得ることとしたい。

第 2 年度においては、初年度の末に構想した名古屋市あるいは名古屋大都市圏における新たな大都市制度の実現に必要な県（あるいは国）からの権限・事務移譲や税源移譲の内容・規模についての検討を行い、ある程度の見通しがついた段階で、経済学研究科・附属経済研究所主催の公開シンポジウムで研究経過を市民に報告し、サブ・クラスター研究グループ外のパネリストとの意見交換を行う。

本研究の最終年度には、公開シンポジウムでの議論も踏まえて、新たな大都市制度の姿を事務・権限、財源の内容も含めてできるだけ具体化し、構想に至る検討経過と合わせて、研究成果報告書にまとめる。